

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成24年5月28日付け山口交規第345号及び同年6月19日付け山口交規第390号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

なお、本件処分に対する審査請求に係る諮問は、平成24年7月26日付け山公委第65号及び同日付け山公委第66号の2件であるが、同種の文書の開示請求に係る決定に対する審査請求であり、その請求内容も同一であることから、2件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成24年4月27日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成23年山口祇園まつりにおける露天商に係る道路使用許可。山口駅前からパークロード美術館前付近まで」及び「平成23年山口ちょうちんまつりにおける露天商に係る道路使用許可。山口駅前からパークロード美術館前付近まで」の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、「道路使用許可申請書（平成23年7月13日付け許可番号第791号から第830号まで（山口署分）」及び「道路使用許可申請書（平成23年8月1日付け許可番号第976号から第1033号まで（山口署分）」（以下「本件各公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件各処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、平成24年7月17日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が開示していない情報及び公文書があるはずであり、本件各処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

本件各公文書は、全て歩道のみ道路使用許可及びそれに関するものであり、露天を出店するに当たり、その搬入又は搬出のためのトラックを車道に長時間駐車する道路使用許可が開示されていない。

3 実施機関の理由説明に対する意見
審査請求書記載のとおり

第4 実施機関の説明要旨

1 道路使用許可の概要

道路使用許可は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条を根拠としており、その概要は、次のとおりである。

道路は、本来、人や車の通行の用に供する目的で作られたものであることから、通行という道路本来の一般使用行為は基本的に自由に認められるべきものであるが、本来の使用目的以外の特別使用行為については、道路の効用を害し、交通の妨げとなり、又は交通に著しい危険を生じさせるおそれがあるので、道路交通法では、第76条において、著しい交通の妨害となり、又は交通上の危険性がある行為については、これを絶対的に禁止するとともに、第77条において、道路における工事又は作業、工作物の設置、露店等の出店及び祭礼行事等のようにそれ自体社会的な価値を有するものについては、これを許可の対象とし、一定の要件を備えている場合に、その使用を警察署長が認めることとしている。

2 公文書の特定

審査請求人からの本件各請求に基づき、まつりの開催場所を管轄する山口警察署で保管している道路使用許可申請書を確認し、平成23年の山口祇園まつり開催期間内の山口駅前からパークロード経由の山口県立美術館付近までの区間の露店営業に該当する道路使用許可申請書40件及び同年の山口ちょうちんまつり開催期間内の同区間の露店営業に該当する道路使用許可申請書58件を特定した。

なお、露店営業のための道路使用許可を受けた者が、当該露店の設置又は除去のために車両を使用して資機材を搬入又は搬出する行為は、露店営業の道路使用行為に密接に関連する行為であり、審査請求の理由にある「搬入又は搬出のためのトラックを長時間駐車する道路使用」行為に係る許可はない。したがって、審査請求人が求める他の公文書は存在しない。

3 非開示とした部分及び非開示とした理由

(1) 決裁欄の警部補以下の階級にある警察官の印影

当該情報は、警察職員の職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、条例第11条第2号及び山口県情報公開条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）第1号の非開示情報に該当し、開示をしないことができる情報と判断したものである。

(2) 申請者の住所、氏名及び印影

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、条例第11条第2号の非開示情報に該当し、同号イからニまでに該当しないことから、開示をしないことができる情報と判断したものである。

(3) 方法又は形態欄の申請者の印影

(2)に同じ。

(4) 現場責任者の住所、氏名及び電話番号

(2)に同じ。

4 意見

山口県警察においては、情報公開の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。

しかしながら、本件開示請求は、条例第11条第2号の非開示情報に該当する情報を含む公文書を対象としていることから、当該情報を非開示とした部分開示とすべきものである。

第5 審査会の判断

1 本件各公文書内容及び性格

本件各公文書は、露店営業に係る道路使用許可申請書及び許可書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号について

条例第11条は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

3 条例第11条第2号該当性について

実施機関が非開示とした警部補以下の階級にある警察官の印影、許可申請者の住所、氏名及び印影並びに現場責任者の住所、氏名及び電話番号は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、条例第11条第2号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

4 本件各公文書以外の公文書について

実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該請求に係る公文書開示請求書に記載されている公文書の件名又は内容によって、開示対象となる公文書を特定することとなる。

実施機関が本件各公文書を特定したことについて、実施機関の説明によれば、審査請求人からの本件各請求に基づき、まつりの開催場所を管轄する山口警察署で保管している道路使用許可申請書を確認し、平成23年の山口祇園まつり開催期間内

の山口駅前からパークロード経由の山口県立美術館付近までの区間の露店営業に該当する道路使用許可申請書40件及び同年の山口ちょうちんまつり開催期間内の同区間の露店営業に該当する道路使用許可申請書58件を特定したものであり、こうした実施機関の説明に不合理な点は認められない。

一方、審査請求人は、開示された本件各公文書は露店が設置される歩道の部分に係るもののみであり、当該露店の出店に当たり、搬入又は搬出のためのトラックを車道に長時間駐車するための道路使用許可に係る公文書が開示されていないと主張し、これに対して、実施機関は、当該公文書は存在しないとしている。その理由として、露店営業のための道路使用許可を受けた者が、当該露店の設置又は除去のために車両を使用して資機材を搬入又は搬出する行為は、露店営業のための道路使用行為に密接に関連する行為であり、審査請求の理由にある「搬入又は搬出のためのトラックを長時間駐車する道路使用」行為に係る許可はないためであるとしている。

審査請求人の主張は、露店の設置又は除去のために作業をすることと露店営業をすることとは、目的、場所及び期間を異にし、それぞれが道路使用許可を必要とする行為に該当するとの理解に基づくものと考えられる。しかし、露店営業の目的で道路使用許可を受けた者が、当該露店の設置又は除去のために設置場所以外の道路も併せて使用し、作業することは、店舗の形態上当然に付随する行為であることから、露店営業の範囲内の行為として別個の道路使用許可を要しないとすることも可能と考えられる。そうすると、露店営業とは別個の道路使用許可は行っていないことから審査請求人の主張する公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成24年 7月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 7月27日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成24年 8月 9日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成24年 8月10日 9月 4日	実施機関から提出された理由説明書の写しを審査請求人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成24年11月 9日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成24年11月14日	審査請求人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成25年 8月29日	事案の審議を行った。
平成25年11月 5日	事案の審議を行った。
平成25年12月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成25年12月19日現在)